

とよなか・ゼロカーボン推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 第2次豊中市地球温暖化防止地域計画―とよなか・ゼロカーボンプラン―（以下「第2次地域計画」という。）の推進のため、第2次地域計画で示す具体的戦略について市民・事業者・行政が協働で実効性のある取組みを実施するため、とよなか・ゼロカーボン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 「省エネ機器・省エネ住宅への取組み等に対する支援システム」及び「地球温暖化防止エコポイント制度」の実施における内容や課題等の検討
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表の団体及び行政機関（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 委員は、構成団体が指名するものをもって充てる。ただし、会長が必要と判断した場合には、構成団体以外の者に参画を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条各号に規定する事項の終了時までとする。

(会長)

第5条 協議会の会長は、委員の互選によって定める。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、豊中市環境部環境政策課及び市民向け地球温暖化対策事業業務の受託者が共同で行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 10 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表

構成団体名	
団体など	大阪ガス株式会社
	豊中建設業協会
	とよなか消費者協会
	岡町・桜塚商業団体連合会
	庄内西本町商店会
	生活協同組合コープこうべ
	とよなか市民環境会議アジェンダ 21
	関西電力送配電株式会社
行政機関	豊中市都市活力部産業振興課
	豊中市市民協働部コミュニティ政策課
	豊中市環境部環境政策課

(順不同)

事務局	豊中市環境部環境政策課 環境企画係 市民向け地球温暖化対策事業業務受託者
-----	---